

議案資料

令和7年

上尾市教育委員会1月定例会 議案資料

目 次

議案第 1 号 資料	1
議案第 2 号 資料	5

◇「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

教育課程の編成に当たっては、学習指導要領で示されている標準授業時数を大幅に上回って編成する必要はなく、教育課程の実施に当たっては、学校における働き方改革にも配慮した対応をすることが重要となっている。本市においても、令和6年度から週1時間相当の時数を削減するなどして、教職員の負担を軽減しながら特色ある教育課程を実施してきたが、さらに、授業時数を削減できる余地がある状況である。

このような状況の下、上尾市教育委員会においては、令和6年度、児童生徒及び教職員並びに保護者を対象に「夏季休業期間変更に係るアンケート」を実施し、本市の夏季休業日の変更について検討を進めてきた。

その結果として、授業日数及び授業時数を見直し、児童生徒及び教職員双方の負担を軽減しながら、学校教育の質の向上を図っていくため、令和7年度から市立小・中学校における夏季休業日を変更するものである。

2 改正点

- (1) 第1学期を4月1日から8月31日までに改めたこと。
- (2) 夏季休業日を7月21日から8月31日までに改めたこと。

3 施行期日 令和7年4月1日

◇上尾市立小・中学校管理規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第5号） 新旧対照表

改正前（改正部分）	改正後（太字 改正部分）
<p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第1学期 4月1日から8月24日まで</p> <p>第2学期 8月25日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春期休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) 体験的学習活動等休業日 6月の第2金曜日</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、教育委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があつて、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、次の事項について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 授業を行わない期間</p> <p>(2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置</p> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春期休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) 体験的学習活動等休業日 6月の第2金曜日</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、教育委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があつて、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、次の事項について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 授業を行わない期間</p> <p>(2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置</p> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p>

◇令和7年度教育課程の編成について

1 現状及び課題について

- (1) 昨今の気候変動による気温の上昇に伴い、猛暑日が増え、夏季の登下校や学校生活において、一層の注意と配慮が求められている。

○本年8月下旬(8月25日から31日まで)の気温をみると、高い日では35℃近くまで上昇していた。

○過去10年間の推移を見ると、近年5年間(令和2年から令和6年まで)と、それ以前の5年間(平成27年から令和元年まで)の平均気温を比較すると、約3℃の上昇が見られた。

○公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症行動指針」は、暑さ指数(WBGT)の段位に応じた熱中症予防のための行動の目安とすることが推奨されており、上尾市でも「暑さ指数(WBGT)が31を超えた際は、原則として運動は中止すること」としている。

- (2) 教育課程の編成に当たっては、「学習指導要領で示されている標準授業時数を大幅に上回って編成する必要はない。また、教育課程の実施に当たっては、学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することが重要である。(令和5年4月21日付文部科学省事務連絡)」と示されている。
- (3) 現在、市内小・中学校では、上記(2)に基づき教育課程を編成しており、令和6年度からは、週1時間相当の時数を削減しているが、さらに削減できる余地がある。

2 検討の方針について

授業日数及び授業日数を見直し、児童生徒及び教職員双方の負担を軽減することを通して、学校教育の質の向上を図る。

- (1) 授業時数の適正化を図るとともに、年間を通じた業務の平準化のために、学年や学校種の実態に即して、一年を通じて週当たりの単位時間数を減少させる。
- (2) 夏季休業期間を延長し、授業日数や授業時数の削減を行う。

3 夏季休業期間変更に係るアンケート結果

	児童生徒 9,205名 回答	教職員 873名 回答	保護者 5,762名 回答
夏季休業を延長することについて	賛成 75.7% 反対 24.3%	賛成 88.0% 反対 12.0%	賛成 49.3% 反対 50.7%
夏季休業を延長する期間について	8月29日まで 10.4% 8月31日まで 89.6%	8月29日まで 10.5% 8月31日まで 89.5%	8月29日まで 7.5% 8月31日まで 92.5%
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に目的や興味関心に応じた学習の時間が確保できる。 ・児童生徒の熱中症のリスクが低減される。 ・家族との時間や友達との交流時間が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症等の環境変化に応じた教育課程が編成できる。 ・児童生徒の熱中症のリスクが低減される。 ・教職員の負担軽減となる。 ・研修時間がより確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の熱中症のリスクが低減される。 ・児童生徒の心身のリフレッシュが推進される。 ・家族で過ごす時間が増加する。

懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の学習環境の違いによって学力差が生じること。 ・生活リズムの乱れや運動不足、友達との交流機会が減少すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時数を適切に確保すること。 ・学校行事、授業計画等など、教育課程を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食の準備や子供を世話する時間が増加し、保護者の負担が増加すること。 ・授業時間の減少による学力低下が懸念されること。 ・生活リズムが乱れること。 ・自宅で過ごす時間が増加し、SNSを通じ、トラブルなどへ巻き込まれる懸念があること。
------	--	---	--

4 夏季休業日が延長することに対する対応について

(1) 令和7年度の授業時数確保について

令和7年8月25日（月）から29日（金）までの5日間が休業日となった場合の授業時数の減数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
減数	-25時間	-26時間	-28時間	-29時間	-29時間	-29時間	-29時間	-29時間	-29時間

上記のとおり、授業時数は減少するが、標準授業時数以外の授業時数は確保されており、「学校行事・児童会生徒会活動」及び「欠時」を精査することで、夏季休業日の延長により授業時数が削減されたとしても総時数は確保できる状況である。

(2) 学力の低下、生活リズムの乱れについて

ア 市内小・中学校では、学年だよりや学年集会等で、夏季休業中の過ごし方を指導している。また、学校によっては、夏季休業中の計画表を作成させている。

イ ICT 端末を持ち帰ることで、アプリやソフトを活用したオンライン学習が可能である。家庭学習については、各学校の実態に応じて適切に設定していく。

(3) 家庭への負担について

ア 夏季休業期間が延長された場合においても、学童については受入が可能である。

イ 給食については、給食開始日及び終了日を調整し、年間食数は令和6年度と同程度の食数を提供する予定である。

5 本市の方向性について

上尾市立小・中学校管理規則の一部改正を行い、夏季休業期間、学期期間の変更を行う。なお、施行日は、令和7年4月1日とする。

(1) 夏季休業期間を7月21日から8月31日までとする。

(2) 第1学期を4月1日から8月31日、第2学期を9月1日から12月31日までとする。

6 今後のスケジュールについて

(1) 1月定例教育委員会に議案提出

(2) 議決後、速やかに関係機関に通知・連絡するとともに市ホームページに掲載する

- ・各学校及び保護者

- ・市内関係機関（保育園、保育所、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校、学童、自治会、警察など）

【概要版】 上尾市学校給食施設 基本計画(案)

上尾市教育委員会

令和〇年〇月

はじめに

上尾市の学校施設の約80%が、建設から40年が経過し、計画的な施設更新が課題となっている状況から、上尾市学校施設更新計画と連携しながら、学校給食施設についても、更新が必要となっている。施設更新にあたっては、令和5年3月に策定した「上尾市学校給食基本方針」に掲げた5つの方針の実現を前提に、施設の老朽化や現行の衛生管理基準への不適合という懸念の解消を目指して策定する。本計画では、課題を整理した上で、新しい給食施設更新費用の算出と比較を行い、将来の本市における学校の給食提供方式について方向性を提示する。

計画の位置づけ

学校施設更新計画基本方針
学校施設更新計画基本計画
学校施設更新計画実施計画

連携

上尾市学校給食基本方針(R5.3)

上尾市学校給食施設基本計画(R6策定中)

①学校給食運営の現状と課題

【現状】

○小学校は昭和31年から自校方式。中学校は平成5年からセンター&サテライト方式。

①給食施設の老朽化や学校給食衛生管理基準(平成21年施行)への不適合:

②給食の調理体制(給食調理員):

・小学校は「直営方式」⇒給食調理員の人員不足が続く

・中学校は「業務委託方式」⇒献立によって調理後2時間以内での喫食が難しい時も。

サテライト調理場に多くの設備や人員の配置が必要。

③学校給食と食育:

・児童生徒の健全な体づくりに寄与すると共に、食に対する正しい理解と適切な判断力を育む食育の場。

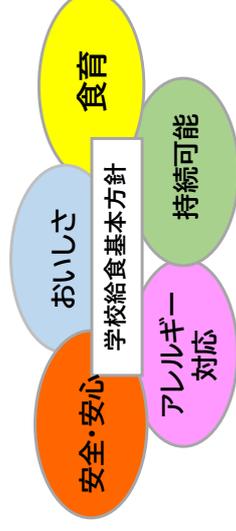
・「学校給食実施基準」に準じた献立。国産品を中心に、安全・安心な食材の選定にこだわった選定を実施。

・味付け、適温での配食、児童生徒の好みなど「おいしさ」を追求。

④アレルギー対応の必要性:アレルギーを有する児童生徒が増加傾向に。アレルギー対応の充実を求める声も。

【課題】

給食施設の老朽化への対応、学校給食衛生管理基準に適合した施設の整備、給食調理員の人手不足の解消、アレルギー対応の推進に取り組んでいく必要がある。



②新しい給食施設に求められる設備

上尾市学校給食基本方針（安全安心な給食／おいしい給食／食育の促進／アレルギー対応の促進／持続可能な給食体制）を具現化し、また現在、学校給食を取り巻く課題を解消するために、新しい給食施設に求められる設備などについて挙げていく。

○整備項目

(1)学校給食衛生管理基準への適合

平成21年に「学校給食衛生管理基準」が学校給食法(第9条)に位置付けられた。
(基準に示された主なもの)

- ①汚染作業区域（検収室、食品保管庫、下処理室など）と非汚染作業区域（調理室、配膳室など）を隔壁で仕切る
- ②調理場へのドライシステム採用
- ③水の落下防止のある3槽シンクの設置

(2)空調設備の導入 ※学校給食衛生管理基準関連事項※

・小中学校内の給食調理場では33施設中32施設で未整備の状態。調理員の身体的負担が大きくなっている。

(3)食の安全性や作業効率を考慮したレイアウト作成

・食の安全を確保しながら、調理作業に注力しやすい給食施設とするため、汚染作業区域と非汚染作業区域間の食材等の受け渡しはパススルー式にすることや作業動線を一方とすることなどの検討が必要。

(4)省力化・省人化・省エネを図った設備の導入⇒学校給食衛生管理基準への適合による調理員増加への対応

(5)地産地消を推進するための炊飯設備等の導入⇒炊飯設備の導入に加え、地場産農産物の調理加工への対応

(6)アレルギー食専用調理室の設置⇒その他、アレルギー対応献立の作成や給食調理員の育成なども検討。

整備項目をベースに、新しい学校給食施設を試算する

③学校給食提供方式の検討

◆検証結果の比較(定数評価)◆

「新しい給食施設に求められる設備」で記した設備等を備えた施設を建設した場合に見込まれる費用について、小学校と中学校に分けて、モデルを作成し、それらの比較・検討の作業を行った。

○小学校の検証結果

検証No/提供方式	総延床面積(m ²)	給食調理員数(人)	コスト(億円)				ライフサイクルコスト(60年間)
			初期費用	ランニングコスト(年間)		運営費	
				維持費	運営費		
No1/自校方式【全校】	8,566	263	86.81	1.46	10.31	11.77	793.74
No2/センター方式【全校(1か所)】	8,073	94	76.83	1.14	5.30	6.44	463.29
No3/センター【全校(2か所)】	8,354	108	79.66	1.07	5.82	6.89	500.20
No4/センター【全校(3か所)】	8,629	124	82.44	1.23	6.53	7.76	548.44
No5/親子方式【小学校】							

他と同条件にならないため算出せず

○中学校の検証結果

検証No/提供方式	総延床面積(m ²)	給食調理員数(人)	コスト(億円)				ライフサイクルコスト(60年間)
			初期費用	ランニングコスト(年間)		運営費	
				維持費	運営費		
No1/自校方式【全校】	4,516	130	45.46	0.71	5.03	5.74	390.19
No2/センター方式【全校(1か所)】	4,037	54	38.42	0.57	2.87	3.44	244.92
No3/センター【全校(2か所)】	4,318	62	41.24	0.61	3.3	3.91	276.45
No4/センター【全校(3か所)】	4,264	77	40.69	0.60	3.80	4.40	305.38
No5/親子方式【中学校】							
No6/センター&サテライト方式【全校】	4,890	101	52.39	0.88	3.95	4.83	342.93

他と同条件にならないため算出せず

費用の差を生じさせる大きな要因は、給食調理員の人数。これがランニングコストに反映し、コスト差を生じさせている。

◆検証結果の比較(定性評価)◆

新しい給食施設による学校給食の諸課題への対応の可否について、小学校と中学校にわけ各モデルごとに評価した結果。

○小学校の検証結果

<小学校> 検証No./提供方式	課題改善の有無				合計
	老朽化への対応	衛生管理基準への適合	調理員の不足	アレルギーマルチプル対応	
No1/自校方式【全校】	2	2	0	2	9
No2/センター方式【全校(1か所)】	3	3	3	3	12
No3/センター【全校(2か所)】	3	3	2	3	13
No4/センター【全校(3か所)】	3	3	2	3	14
No5/親子方式【小学校:3校】	3	3	0	3	12

○中学校の検証結果

<中学校> 検証No./提供方式	課題改善の有無				合計
	老朽化への対応	衛生管理基準への適合	調理員の不足	アレルギーマルチプル対応	
No1/自校方式【全校】	2	2	0	2	9
No2/センター方式【全校(1か所)】	3	3	3	3	12
No3/センター【全校(2か所)】	3	3	3	3	14
No4/センター【全校(3か所)】	3	3	3	3	15
No5/親子方式【中学校:2校】	3	3	0	3	12
No6/センター&サテライト方式【全校】	2	2	0	2	6

<総括>

○小中学校ともに、「調理員の不足」や「調理後2時間以内に喫食可能か」どうか、評価が分かれたポイントとなった。

○施設の老朽化や衛生管理基準への適合など、施設の更新期間が長期化するかどうかも評価ポイントとなった。

○小学校では、現行の方式からの集約化を図ることによって、調理員不足などの課題を解消しやすくし、さらに将来の費用負担を軽減することができる。

○中学校においては、現行の方式から、センターを分散化し、かつサテライト調理場の集約化を図ることによって、より効率的な運営が可能である。

④学校給食施設整備の方向性

各モデルの検証結果を踏まえ、児童生徒に安全安心でおいしい学校給食を提供することを第一に考え、将来にわたり持続可能な給食調理体制の構築という観点から、本市において目指すべき学校給食提供方式について検討する。

○給食施設の建設や運営に関わる費用(小中学校合同の場合)

検証No / 提供方式	総調理能力 (食)	総延床面積 (㎡)	配置調理員数 (人)		初期費用	コスト (億円)				
			正規	非正規		合計	ランニングコスト (年間)		LCC (60年間)	
							維持費	運営費		
①自校方式	19,900	13,082	144	249	393	132.27	2.17	15.34	17.51	1183.93
②センター (1か所)	17,000	11,554	56	89	145	104.55	1.46	7.95	9.41	670.10
③センター (2か所)	18,000	12,110	58	89	147	109.85	1.55	8.16	9.71	692.92
④センター (3か所)	19,000	12,666	61	94	155	115.16	1.64	8.51	10.15	724.27
⑤自校方式(小)、センター&サテ(中)	20,000	13,456	123	241	364	139.20	2.35	14.27	16.62	1136.68

○⑤「小学校は自校方式、中学校はセンター&サテライト方式」の場合、調理員は364人と試算。事業費用のライフサイクルコストは1,136億円が見込まれる。④「センター3か所方式」では、調理員数155人。ライフサイクルコストは724億円。比較すると、調理員数のは209人差。コストは初期費用で24億円、ランニングコストで年間約6億円の差が生じる。LCCは412億円の差。

○自校の給食室やサテライト調理場は、学校敷地内で調理をしている面でのメリットがあるものの、建替えにあたり、現在よりも25%から30%程度の広い面積が必要となる。また、多くの調理員が必要となる。このことから建設費や人件費などの費用面、調理員の人員確保など、将来の給食運営が非常に厳しくなることが見込まれる。

○今後の方向性

調理員の人員の確保や2時間喫食の問題なども解消しながら、安全でおいしい給食を提供し、将来にわたって安定して給食を提供していくためには、市内に数か所の給食センターを整備していく。

○今後の計画の実現に向けて

市内に複数の給食センターを設置することによって、既存の課題の解消が期待できる一方で、「栄養教諭の配置人数が減少すること」や「調理している様子が見えにくくなる」など、変更することに伴う影響が懸念される。



- ・今後、給食センター方式へ移行した場合において、調理の状況などが見学できる見学通路をセンター内に整備するなど「食育学習センター（仮）」の要素を持たせることを検討する。
- ・学校のICT化が促進される中で、「食育のデジタル化」も有効な手法であることから、取り組みについて検討する。
- ・食育の取り組みにおいても、SDGsの考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持って推進

○今後の整備スケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
用地選定・事業決定			↑							
基本設計・実施設計				↑						
建設工事						↑				
試運転・準備								↑		
供用開始										↑



★検討課題★
 事業用地の選定／給食センターの施設や設備の詳細検討／配送校等の決定／アレルギー対応基準の検討と対応食の検討／給食調理員の人材確保(外部委託等を含め)／給食センターの付帯機能の検討など